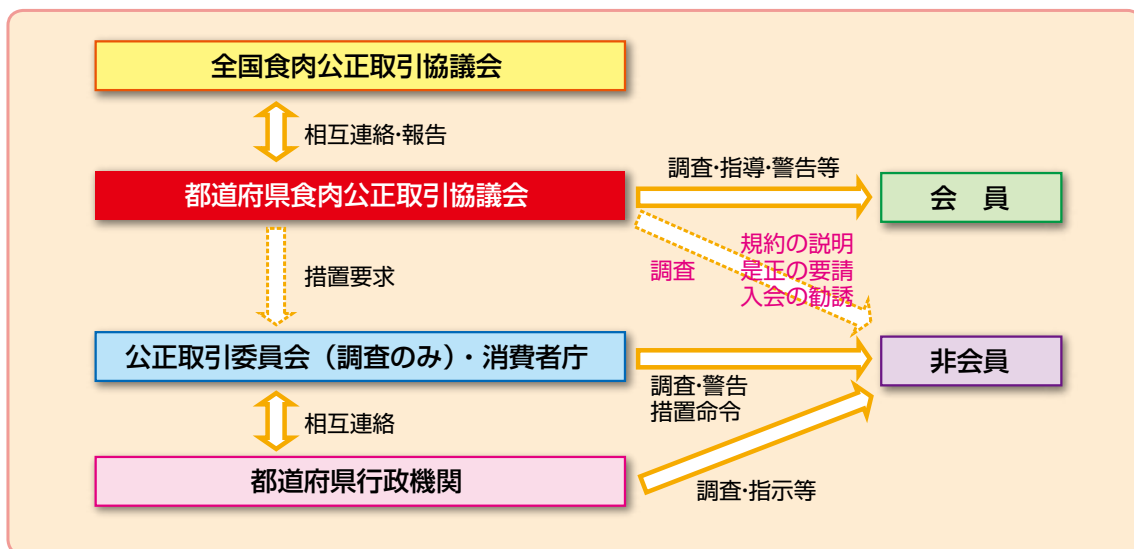


## 1. 消費者庁関係・食肉公正競争規約に基づくもの

### ■規約違反や不当表示の調査・措置の原則

食肉公正取引協議会会員に対しては都道府県食肉公正取引協議会が会員以外（非会員）には公正取引委員会（調査のみ）、消費者庁、各県行政機関が調査措置をおこなう。



### ■都道府県又は全国の食肉公正取引協議会の措置の原則

\* 適正表示指導員が定期的に表示の調査・指導をおこなう。

\* 調査時や一般消費者の通報、行政機関からの連絡により違反が判明した場合次のような措置をおこなう。

#### ①呼び出し

規定に違反する事実があると思われる場合、関係者を招致し、事情を聴取し必要な事項の照会をおこない、参考人からの意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。

#### ②調査に協力しないものへの警告等

上記の調査に協力しない食肉販売業者に対し

ア. 調査に協力すべき旨の文書により警告する

イ. それでも協力してもらえない時は、下記の措置をとることができる。

- ・ステッカーの貼付の差し止め
- ・5万円以下の違約金を課する
- ・除名処分をする

#### ③警告等

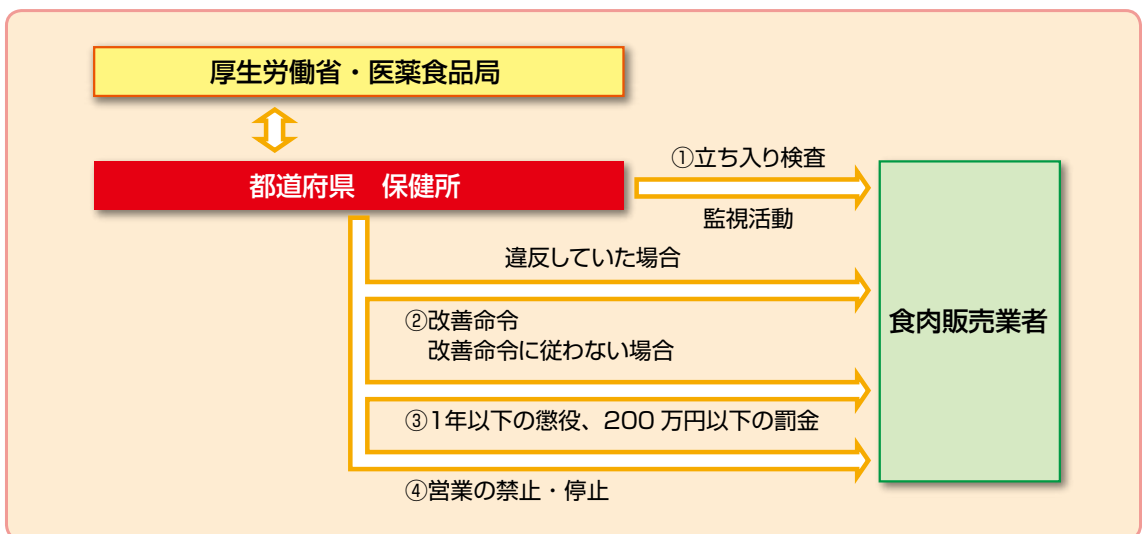
調査の結果、違反行為があると認めるときは、その者に対して、次のような警告を文書をもっておこなう。

## 25 違反に対する調査・措置

- ア. その違反行為をやめること
  - イ. 同じ又は類似の違反行為を再び行わないこと
  - ウ. その他これらに関連する事項を実行すること
- ④ステッカーの回収
- ⑤ステッカーの再交付拒否  
6ヵ月を超えない範囲で、ステッカーの再交付をしない。
- ⑥違約金を課す  
警告に従わない場合、50万円以下の違約金を課することができる。
- ⑦除名処分  
違反行為をした食肉販売業者を除名することができる。
- ⑧消費者庁への措置請求  
どうしても食肉公正取引協議会の措置に従わない違反者にたいしては、消費者庁に必要な措置を講ずるよう（措置命令の発動）求める。
- 措置命令では
- ア. 違反行為をやめさせること
  - イ. 将来、違反行為を繰り返さないこと
  - ウ. 違反行為を行っていた旨の公告
- 措置命令に従わない場合  
2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる。

## 2. 食品衛生法に基づくもの

### ■食品衛生法に基づき監視活動が行われている

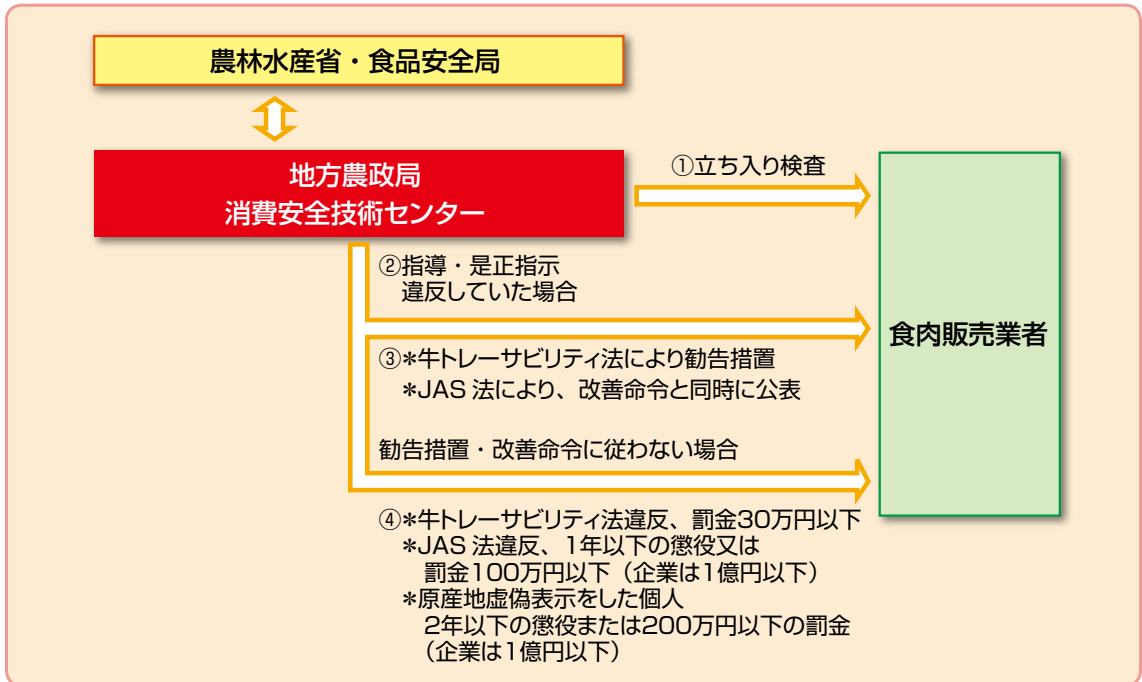


◆景表法第6条▶(P124)、第9条▶(P125)

◆食肉公正競争規約第14条、第15条▶(P88)、第16条▶(P90)

### 3. JAS法、牛トレーサビリティ法に基づくもの

■ JAS法と牛トレーサビリティ法に基づき食肉販売業者（卸・小売等）の立入検査がおこなわれる。



○平成21年5月には直罰規定が導入され、原産地について虚偽の表示をした飲食料を販売した者に対し、行政による改善命令を経ることなく、直ちに罰則がかけられる。

（但し、常習性がなく、過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ改善の方策を講じている場合は指導に止まる。（JAS法に基づく指示・公表の指針（21年1月～））